

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	企画部企画課	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	平子町北地内市有地巡回業務（単価契約）	
業 務 の 概 要	尾張旭市平子町北地内市有地内の状況確認及び異常発生時の報告	
契約金額（税込）	(1) 会員業務委託料 市役所開庁日 1日当たり2,280円（税込） 市役所閉庁日 1日当たり3,078円（税込）による単価契約 (2) センター業務委託料 会員業務委託料の10% （予定金額1,024,267円） ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> （該当する□欄に印をつけること）	
	<input type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input checked="" type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	臨時的かつ短期的な就業、又は軽易な業務であり、高齢者の就業の安定その他福祉の増進に関する事業を行う団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約とする。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部企画課です。